

ろうきん住宅ローン総合保険のご案内

当金庫では、住宅ローンをご利用のお客さまに、マイホームにぴったりの保険『ろうきん住宅ローン総合保険（個人用火災総合保険）』をご用意いたしました。

『ろうきん住宅ローン総合保険』は火災だけではなく水災、盗難など、大切なお住まいや家財をとり巻くさまざまな危険を補償いたします。

マンションで水災の心配のないお客さま向けには水災の補償を外したプランもご選択いただけます。

詳しい商品内容につきましては、こちらをご覧ください。

[詳しい商品内容はこちら](#)

また、保険商品のご検討にあたっては、必ず下記の『保険募集指針』をご覧ください。

[当金庫の『保険募集指針』はこちら](#)

【引受保険会社について】

- この火災保険は、複数の損害保険会社によりお引き受けさせていただく『共同保険契約』となっております。
- 『共同保険契約』では、『共同保険に関する特約』に基づき、幹事保険会社が保険募集上の事務処理を代表して行い、他の引受保険会社の代理・代行を行います。
引受保険会社は各々の引受割合に応じて、連帯することなく、単独別個に保険契約上の責任を負う内容となっております。

引受保険会社の商号・名称および引受割合は、以下の通りとなっております。

| 引受保険会社 | 引受割合 |
|-------------------------|------|
| 【幹事会社】 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 84% |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 8% |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 8% |

引受幹事保険会社： 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

新潟支店法人支社

〒950-8661 新潟市中央区万代1-4-33

Tel 025-244-5181

【取扱代理店について】

- 保険契約の当事者は、保険会社とご契約者本人となりますので、保険契約を引き受け、保険金等の支払いを行うのは保険会社となります。

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領・保険契約の締結・保険料の領収・契約の管理業務等の代理業務を行っています。

したがって、取扱代理店と締結いただいて有効に成立した契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

なお、取扱代理店は法令等に抵触してお客様に損害を与えた場合、取扱代理店としての販売責任を負います。

取扱代理店：新潟県労働金庫

ろうきん住宅ローン総合保険につきましては、
窓口または下記までお問い合わせください。

当金庫の苦情相談窓口

〒951-8565 新潟県新潟市中央区寄居町 332-38

Tel 0120-191-880

受付時間：月曜日～金曜日／9:00～17:00

*祝日・振替休日を除く

ご注意いただきたい事項

『ろうきん住宅ローン総合保険』は、損害保険であり預金等ではありません。したがって元本保証はありません。また預金保険法第53条に規定する保険金の支払いの対象とはなりません。

- 『ろうきん住宅ローン総合保険』は、ろうきん住宅ローンのご利用者の方々を保険契約者、労働金庫連合会を集金者とする集団扱契約となります。
また、保険の目的は融資建物とそれに収容される家財となります。
- この保険契約のお申込の有無が当金庫とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 『ろうきん住宅ローン総合保険』は債務者集団扱に関する特約をセットした個人用火災総合保険（新価・実損払）の愛称です。
- こちらのホームページは2016年4月1日以降に加入いただく契約の概要を掲載しております。

SJNK15-80426 2016年4月1日作成

[↑ このページのトップへ戻る](#)